

注意喚起速報 充てん中のタンク破裂事故が発生！！

スクーバタンク充てんを行う事業者の皆様へ

ダイビング高圧ガス安全協会
<http://www.diving-gas.org/>

2015年4月16日午後1時半ごろ、徳島県阿南市で、充てん中のスクーバタンクが破裂し、店内に客としてきていた阿南市の男性(60歳)が頭などにけがをして意識不明の重体になるという事故が発生しました。

警察の調べによると、男性は自分で2本のボンベに充てんしていたところ、このうちの1本が突然、破裂したそうです。

現時点ではまだ、事故の詳細な状況や破裂の原因などは不明ですが、顧客が自ら充てん作業を行い、事故に至ったことは明らかです。

- タンク(高圧ガス容器)への充てん(高圧ガス製造)は、許可を受けたか、または届出を受理された事業者及びその従業員(事業者等)にのみに許された行為です。事業者は従業員に保安教育を施すことになっています。(法第27条第4項)従って、従業員でなければ充てん作業はできないこととなります。顧客に充てんさせてはなりません。
- 充てんを行う前に、容器が、充てんするガス用であること。(法第48条第1項第4項)容器の刻印により、容器再検査期間を超えていないこと。(法第48条第1項第5号)容器の音響検査を行い、異常がないこと。(一般則第6条第2項第2号ロ)損傷を受けていないこと。(法第48条第1項第5号)等の確認が必要です。
- 充てんに当たっても、タンクの最高充てん圧力以上にしなないこと。また、充てん容器等を貯蔵する際は40℃以下に保つことになっていますので(一般則第6条第2項第8号ホ)、充てんする際も温度上昇に気をつける必要があります(急速充てんをしなないこと)。
- 容器に充てんされた高圧ガスを販売するときは、容器の外面に支障のある腐食、割れ、すじ、しわ等がないことが条件になりますので、充てん前に確認する必要があります。また、販売する高圧ガスについて、1年に1回購入者に周知させることが必要です。

今回の事故のように、顧客が自ら充てん作業を行うことは大変危険な行為であると共に、以上のことから絶対にあってはならないことです。

ダイビング事業者の皆様方には、くれぐれも、顧客に充てん作業をさせないように、十分な注意と管理をお願い致します。

以上

本文書に関する問合せ先
ダイビング高圧ガス安全協会 担当 宮下
メール info@diving-gas.org TEL & FAX 03-3491-5244
Y&K(株)気付 〒141-0031 東京都品川区西五反田7-17-5 宮下ビル7F